

42. マラウイ (MW)

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
42 マ ラ ウ イ (M W)	1	Patent Journal and Trade Mark Journal 工業所有権公報	英 語	月 刊	1984 ~		1984 11 ~ 12 1985 1	発行日順

概 要	備 考
<p>1．各種案内（公報掲載締切日・料金表・購読料）</p> <p>2．特許関係</p> <p>(1) 未決方式審査リスト （出願番号、提出日、権利発効日、出願人住所、 発明の名称）</p> <p>(2) 登録リスト （出願番号・完全明細書提出日・登録日・出願 人名・分類・発明の名称）</p> <p>(3) その他リスト （期間延長リスト・特許証リスト・料金未納に よる無効リスト・その他）</p> <p>3．商標関係</p> <p>(1) 一般事項 （制度の解説・その他）</p> <p>(2) 登録番号順商標見本 （登録番号・クラス・指定区分の明示・書誌的 事項・商標見本）</p> <p>(3) 商標法97条の規定による登録商標リスト</p> <p>(4) 商標の更新・変更及び譲渡リスト</p>	<p>1．特 許</p> <p>(1) 種 類 特 許 追加の特許 （1949年のイギリス特許法に基づいている。）</p> <p>(2) 存続期間 完全明細書の提出日から特許については16年、通常は 5年、例外的に10年の延長を申請することができる。</p> <p>(3) 方式審査 完全明細書18ヶ月以内に提出。</p> <p>(4) 公告異議申立制度あり（公告から3ヶ月以内）</p> <p>(5) 実施義務は調印から3年以内。</p> <p>2．商 標</p> <p>(1) 種 類 商標登録簿別に分けられる。 A、B、C、Dに分類されている。 A～B、イギリス登録簿に大部分一致している。 C証明商標を含む。国際商品分類採用1～34類。 D防護標章。</p> <p>(2) 存続期間 出題の日から7年間、その後は14年の期間毎の更新。</p> <p>(3) 公告・異議申立 不使用取消：5年 （公告日から2ヶ月以内）制度あり</p> <p>3．意 匠</p> <p>(1) 存続期間 5年間、同一の期間につき、2回更新できる。</p>